

G X経済移行債発行に関する関係府省連絡会議幹事会の構成員の官職の指定について

令和5年6月9日
G X経済移行債発行に関する
関係府省連絡会議議長決定
令和6年12月13日
一 部 改 正

G X経済移行債発行に関する関係府省連絡会議の開催について（令和5年6月9日内閣官房G X実行推進室長決定）第3項の規定に基づき、G X経済移行債発行に関する関係府省連絡会議幹事会の構成員の官職を以下のとおり指定する。

議長 内閣官房G X実行推進室参事官
構成員 内閣官房G X実行推進室参事官
内閣官房G X実行推進室企画官
金融庁総合政策局総合政策課長
財務省理財局国債企画課長
経済産業省イノベーション・環境局環境政策課長
環境省大臣官房環境経済課長